

川崎市は東レ建設株式会社、川崎市医師会及び関係町会と 災害時における施設使用に関する協定を締結しました

川崎市と東レ建設株式会社は、総合自治会館跡地等活用事業について、ニヶ領用水に隣接する立地を活かし、緑豊かな居心地のよい空間の創出や多世代が集い、交流し、多様なアクティビティを促す空間として活用し、地域の課題解決や賑わいの創出・魅力向上を図るため、連携・協力して取組を進めております。

この取組の一環として、跡地等活用事業の事業者である東レ建設株式会社からの提案により、次のとおり川崎市医師会及び関係町会と相互に連携した災害対策を図り、地域防災力を向上させるための協定を締結しました。

1 名称 災害時における施設使用に関する協定

2 締結日 令和4年3月16日（水）

※新型コロナウイルス感染防止のため、協定締結式は実施しません。

3 協定の概要

■締結の相手方

- ・東レ建設株式会社
- ・公益社団法人 川崎市医師会
- ・小杉3丁目町会、今井仲町町会、今井南町町会

■期間

事業終了時まで

（本市と東レ建設株式会社が締結した事業用定期借地権設定契約が終了する日※まで）

※現在の契約では令和25年10月31日

■内容

災害が発生又はそのおそれがある場合において、当事業区域内の施設等について、相互に連携した災害対策を図り、地域防災力を向上させるため、近隣住民及び医療救護活動の使用を可能とするもの。

■具体的な連携イメージ（別紙参照）

- ・医療物資置場や活動場所の提供
- ・周辺住民の一時避難場所として活用
- ・携帯電話等への充電装置の提供
- ・備蓄物資の提供（食料、水※）

※ニヶ領用水の水を飲料用に浄水可能な災害対策用小型造水機も導入

- ・トイレ（公共下水道不通時に利用が可能な非常用汚水槽付きトイレを含む）の提供 など

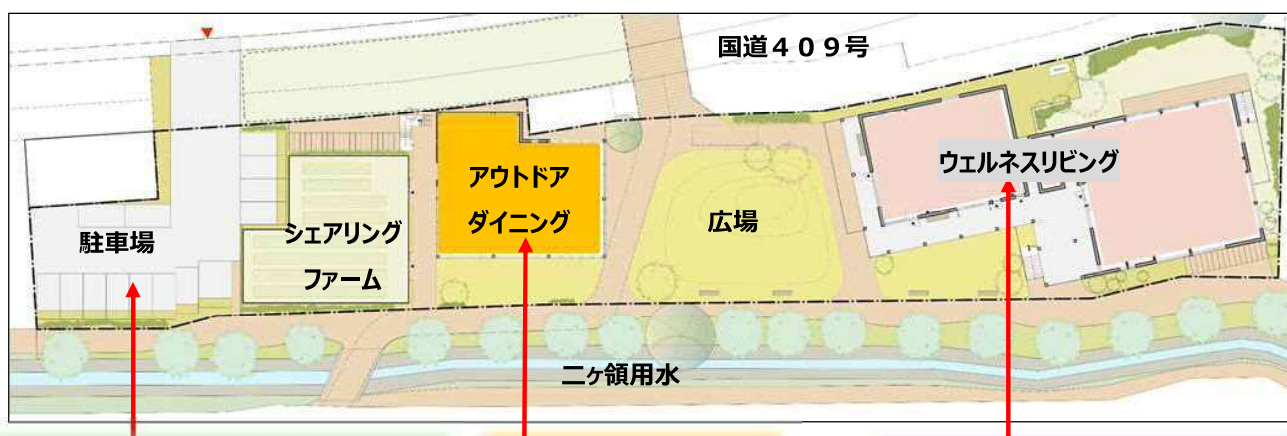
(別紙：具体的な連携イメージ) ※今後の検討により変更となる場合があります。

【案内図】



■活用イメージ

・医療物資置場や活動場所、周辺住民の一時避難場所については、敷地・施設全体を想定しており、災害の状況に応じて対応します。



・携帯電話等への充電装置の提供

・備蓄物資の提供
(食料、水)

・非常用汚水槽付きトイレ
※多目的トイレ1か所